

NPO 法人臨床トンネル工学研究所 旅費・謝礼金規程

本規程は幹事会の審議の後、理事会の承認を持って制定する。また、改訂に際しては、幹事会の審議の後、理事会の承認を持って改訂する。

制定：2012年8月18日

改訂：2018年4月8日 宿泊費の高騰に伴う実勢価格への見直し

1. 理事・幹事・委員を含む会員（役員）が臨床トンネル工学研究所の業務を遂行するために要する旅費・宿泊費・日当および謝礼金は支給しない。
2. 講演会の講師（発表者）、委員会等における情報提供者等として参加を依頼した場合にあって、会員・非会員を問わず、対象者に旅費・宿泊費・日当および謝礼金は支給しない。ただし、下記を満たすものについては特例として旅費・宿泊費・日当を支給することができる。

・対象者が所属する組織において臨床トンネル工学研究所の当該活動への参加が所属組織の業務として認められないか、所属する組織がない場合に、業務を担当する幹事が申請し、幹事長がその必要を認め、かつ理事長が承認した場合に支給する。

3. 旅費・宿泊費・日当の支給額は実費精算とし、下記要件に準じて担当幹事が積算の上、幹事長に申請する。幹事長は理事長の承認を受けた上で事務局に支払いを求める。

(1) 旅 費：自宅から目的地までタクシーを除く公共交通機関を使用した場合の料金であって、表-1の実費を限度とする。また、往復精算とする。なお、グリーン車、およびタクシーを必要とする場合等については別途協議のこと。

表-1 交 通 費（実費）

利用区分	列車		航空機・船舶・電車・自動車
	新幹線	その他	
支給対象者	普通車 (指定席)	普通車 (指定席)	普通席・指定車 (指定席)

(2) 宿泊費：宿泊施設は標準的なビジネスホテルとし、東京 23 区内：~~8,500~~ 12,000 円、その他：~~7,500~~ 9,000 円を上限とする。なお、自宅に宿泊した時は、宿泊費を支給しない。なお、宿泊は原則として出張距離 100km 以上の場合で必要と判断した場合に支給する。

(3) 日 当：日当については、支給対象者の所属する所属組織に定めがあるときは、その規程を参考に支給する。定めのない時は、出張距離 100km 以上、かつ宿泊を伴う出張の場合、1 泊につき、1,000 円を支給する。

4. 謝礼金は業務を担当する幹事が、支払いを要する理由書をもって幹事長に申請する。幹事長はその必要を認めた場合に、理事長の承認を受けた上で事務局に支払いを求めることができる。謝礼金の標準額は 5,000 円とするが、対象者の社会的地位および拘束時間、依頼内容等に応じて増減することができる。